

2001年7月20日 No.56

全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 遠藤 一郎

東京都港区新橋5-17-7 小林ビル

TEL 03-3434-1236

FAX 03-3433-0334

全国一般全国協

第11回全国一般全国協大会に結集し 中小労働運動の発展を勝ち取ろう！

日時 9月8日 13:00～9日 12:00

場所 東京中小企業会館（有楽町駅下車徒歩5分）

第十一回定期大会は九月八、九の両日にかけて東京で開催される。今回の大会はこの十年にわたる全国協の組織建設、運動を総括し、全世界で進行する新自由主義・グローバリゼーション経済の下で始まっている労働者の失業、労働強化、そして労働者間でも格差の拡大、そして何よりも労働者が労働組合を頼りにしえないという状況に対して壮大な新しい運動を開始するための議論の場としなければならない。職場で、地域で圧倒的多数である中小企業労働者、非正規労働者の声を社会運動として政府・資本に突きつけ、社会を変える新たな闘いの開始を誓い合う場としなければならない。あたかも小泉内閣の誕生は、新自由主義・グローバリゼーションによる弱肉強食の世界を日本においてより一層強力に推進するために登場した内閣である。日本の政治経済社会は混迷を深め、底なしの不況を口実とした「構造改革」を強権的に押し進めようとしている。何らの具体政策を示さずに「改革」のみを叫ぶ

小泉内閣はマスコミを最大限利用して国民を大きな幻想の中に閉じこめている。労働者国民は出口の見えない閉塞感と生活破壊に絶望したまま八十%を超える支持率を表明するという極めて危険な現象を表出している。そこには失業と雇用不安、生活破壊におびえる労働者が藁にもすがりたい、現状を打破したいという希望があり、その期待に私達が有効に対応し得ていないことの裏返しでもある。

四・九%、三百二十万人の失業率と、戦後二番目である企業倒産に加えて、政府は今後更に百三十万人に及ぶ失業者を覚悟した構造改革を三年間で行おうことを明言している。そして労働者の権利剥奪を進めながら長期安定雇用から短期・非正規労働者への置き換えを進めようとしている。その数四千万人という労働者の拠り所となる労働運動こそ求められている。私達は全労働運動と共にこの数年倒産研運動、中小政策ネットワークの運動に加えて、昨年来全日建連帯、全港湾との単産間の連携も積み重ねてき

た。こうした闘いの積み重ねは組織統合を視野に入れつつ共闘を強化するという三単産委員長の合意を得るにいたっている。この試みは旧来の運動から真に日本の労働者の利益を獲得することができる新しい運動・組織への飛躍とする端緒にしなければならない。

一方、小泉内閣は靖国神社への公式参拝を強行すること、日米安保同盟を強化し集団的自衛権行使をするための有事法制を着手する事を公言している。敗戦体験と多大な人命の犠牲から出発した平和憲法下での平和の誓いは風前の灯火になるうとしている。「つくる

会」歴史教科書に見られる民間の運動を装った侵略戦争を賛美する思想攻勢も強まっている。韓国・中国などから激しい批判を浴びている。戦後培われてきた反戦・平和運動の中心であった労働運動は九十年代を通じて影を薄めている。私達の闘いも十分とは言えない。そうした点においてもこの十一回大会は大きな課題を私達に突きつけている。アジア、ヨーロッパ、アメリカ等全世界の労働者が共通した課題のもとに二十一世紀の労働運動を創出することになる。大会は私達の課題を明確にして大いに議論を巻き起こしたい。



▲ 7/18各県代表者会議

社会的弱者擁護、

護憲の候補に投票を!

異常な小泉「改革」ブームのなかで、参院選挙が闘われている。今回の選挙は、支配政党の御都合主義から「非拘束名簿式」比例選挙が導入されてタレント、著名人が乱立する経費激増の選挙となった。政治・社会的な争点、政策をアイマイ

にしたまま「具体策を述べよるより、具体策のない理念を語ることを重視する」、内容より格好を優先させる「ワイドショウ」型選挙と なっている。小泉「改革」の絶叫はその典型である。しかし、今回参院選の焦点は格好や言葉の美しさの問題にあるわけではない。不良債権処理を誤り、デフレスパイラルに落ち込んだ日本資本主義の延命をかけて、大多数の労働者民衆に犠牲を強要し新自由主義的規制緩和で中央突破を計ろうとする勢力との政治経済社会全般の根本的枠組みをめぐる政治戦こそ核心である。すでに、総合規制改革会議を始め政府機関は、不良債

権処理によって発生する膨大な中小企業倒産と失業の増大を容認して、受け皿と称して有期雇用・派遣労働の拡大・緩和を公言している。

これは失業と雇用不安の拡大を常態化させ、雇用破壊と社会保障の解体を意味するものに他ならない。グローバル化に対応する多国籍資本の横暴に歯止めを

紹介 これだけは知っておきたい

「退職・解雇のルール」

労働法シリーズ

古川景一弁護士著

解雇規制の必要と解雇攻撃に対する具体的闘い方に役立つ良書。労働相談や職場学習会で活用しよう。労働弁護団全国常任幹事であり、われわれにとって、つい先日東京高裁逆転勝利判決を勝ち取ったカンタス客室乗務員組合解雇撤回闘争弁護団の一人としてお世話になっている古川弁護士が「解雇・退職のルール」と言う本を出版された。

労働法の実情は老朽家屋に増改築を重ねたつぎはぎだらけの建物だ。「なぜなら、体系的法整備がされず、裁判所の判例理論の積み重ねで来たから」「トイレ・風呂・台所の改修や、部屋を次々に増築しようなもの」「しかし、奇妙な建物だが見所はたくさんある」と言う立場に立って、その問題点と活用方法、闘いによって到達した多くの判例の紹介などが、課題設定し、一

問一答的に展開されている。第一章「日本の退職・解雇の特徴」はアメリカは解雇自由の国だなどと言う神話批判を含んで、日本と諸外国の解雇規制、労働裁判制度の違いなどを紹介している。第二章「退職・解雇問題の入り口」は、「退職・解雇問題の契機」を冷遇、病気、転勤、移籍、セクハラ、期待はずれなど具体的にかみ、それぞれの契機で典型的に争われた事件を紹介しながら反撃の根拠を示唆している。「リストラを漢

字で書けば肩たたき」「でも辞めませんの一点バリエで頑張り」という肩たたき・退職勧奨への対処も役に立つ。以下、第三章「解雇規

全国一般全国協活動報告

一、解雇制限法団体署名

集約 二〇四団体
計 四〇三、〇一二円

二、争議支援カンパ報告

けなければならぬ。行き場のない不安と不満は社会不安を拡大している。この労働者民衆の不満をかわし国家主義的方向に誘導する政治攻勢も急速に拡大している。小泉内閣発足以来、靖国公式参拝、集団的自衛権容認、有事法制制定、PKO五原則緩和、米ミサイル防衛計画への参加、「つくる会」教科書の導入容認などの重大な政治転換が、大きな論議にならないまま一人歩きし始めている。行

歴史歪曲教科書の採択を許すな

全国で中学生教科書の採択が行われている。侵略戦争を否定し、憲法改悪を主張する「つくる会」の歴史教科書・公民教科書が幾つかの私立中学校で採用が決まった。栃木市・小山市の教育委員会も採択したが全国から抗議が殺到し再協議している。全国各地で、労働組合・市民団体が「つくる会」教科書の採択に反対して教育委員会申し入れ行動を行っている。大阪全労協は四十数市に申し入れを行い、都職労も東京都二十三区への申し入れを行った。全国一般全国協も加盟単組に呼びかけを行い、各単組は護憲派議員や教育合同労

組、地区労、反戦平和団体と共に教育委員会への申し入れを行った。韓国民主労総のゲストと共に教育長への申し入れ、交渉を行った労組もある。小泉政権は、戦争政策の一部として歴史歪曲教科書の採択を行っている。韓国や中国からの抗議と修正要求に対しても、「認識の違い」と居直り続けている。かつ、小泉政権は、構造改革の一部として靖国神社公式参拝を掲げた。小泉は、「戦犯も仏になった」「国家の犠牲になった人への参拝」等と言っている。

『自主再建斗争の現状について』
昭和起重機労働組合

去る六月末に十回の和議債務返済の二回目が履行されました。依然と回復の兆しが見られず、先行きが見通せない状態が続いています。幸いにも賃金の遅配、欠配という事態は迎えていません。しかし、元からの低賃金の上、賃上げはなく、一時金もかろうじて餅代（夏は水代か？）程度が支払われている状態です。経営者は、見通しが付かないまま、儲

る。違う。靖国神社とは「国家のために命を奉げた人を神―英霊とする」国家神道の神社なのだ。喜んで戦争のために死ぬ人間を作るところなのだ。小泉の言動は無知か騙しとしか言いようがない。我々は、子供を侵略戦争の先兵にはさせない。砲弾でバラバラになった遺体として帰って欲しくない。小泉政権の侵略戦争準備に反対しよう。つくる会教科書を全国の教育委員会で採択させない運動を組織しよう。

からないからと言う理由だけで賃上げ等を抑制してきているのですが、こんな事を続けていては、組合員を含め、社員全員の士気が低下して行くばかりです。最近では経営者の質の低下を危ぶむ本などを目にするものが増えているように思いますが、私達の職場でも、これからはいかに経営者をコントロール（指導という方が正しいかもしれない）していくかが重要な課題で

静岡空港反対運動の勝利を目指し「熱い夏」
静岡・安部川製紙労働組合

六月末、全国一の暑さを記録した静岡で、また「熱い日」が続いています。今年の三月に始めた、静岡空港の建設の是非を問う直接請求署名は、県下有権者の一割に当たる約三十万人を集め、五月の縦覧のあと、六月県議会に提出されました。

当初、「住民の意志が必ず正しいとは限らない」と言っていた知事は、署名が二十万人を突破する中で「住民の意志を尊重」と言い出し「賛成」の意見書を議会に提出しました。

それは、「民主主義に目覚めた」のではなく、七月末の知事選に、有力な対立候補が「空港中止」を掲げて立候補することが確実視されたからです。

あります。小泉政権の誕生により、私達のような中小企業では経営者から労働者を守るというよりも、政府からいかに職場を守るのかということがより重要な課題となってきた様に感じます。政府に潰されぬよう、そして、経営者だけが上手く逃げ延びてしまうことがないように、油断せず、職場の再建に取り組んでいこうと思います。

知事の「豹変」によって、自民党など与党三党は大混乱、「知事に賛成」を立ち上げたり、空港推進の経済人は「空港賛成百万署名」をぶち上げました。また、知事は「五十%の得票がなければ、投票を行わない」と言い出してもいます。

他方、県知事選には五人の候補者が立つことになりましたが、現職の知事以外はすべて「空港反対」、共産党で県議を二十年勤めた人も「無所属」で立候補しました。

私たちは「空港中止」を唯一の一点にして、水野誠一（さきがけ・参議院議員）の知事選勝利に向けて闘っています。



▲「本のむし」自主再建闘争頑張ってます

組合員の春闘アンケート調査で、どうしても賃上げ

ジーエス製作所労働組合春闘報告

従業員二十七名、うち組合員は二十六名、組合の平均年齢は四十八歳・勤続二十七年、平均賃金は三十八万一千九百円と高齢化し、当企業を取り巻く経営環境は厳しく、一九八二年から続く赤字経営で、今期三期末決算も三百万円弱の赤字決算となり、連続二十年赤字続きの状況にありました。

この間、一九九八年、年明けには企業閉鎖・全員解雇の攻撃を受け、親企業相手に使用者責任を団体交渉で追及、二十ヶ月に及ぶ闘いで全面撤回の勝利を勝ち取りましたが、依然として厳しい財務内容に置かれていました。

組合員の春闘アンケート調査で、どうしても賃上げが必要との問いに、過半数以上の五十七%が一万円未満の回答でした。

今春闘の要求を賃上げ一万三千九百円（基本給比三八九%）、一時金は年間で五ヶ月。他、労働時間の短縮等の要求を掲げ、同時にスト権を九六%の確立で決定しました。

要求を二月十八日に提出、以降四回にわたる団体交渉を開催、最終的に職場集会で昨年以上を意志確認し、会社で最終回答を求め、納得できない場合はストライキで対抗すると経営側に迫り、三月二日時間切れ寸前に会社側から、賃上げ五四〇〇円、年間一時金一五〇万円（四・二ヶ月）の回答を受け決着しました。

破産と闘い、雇用確保で闘うぞ!!

全国一般全国協豊永労働組合

豊永運輸倉庫・豊永工業両社は、昨年五月に民事再生法適用を申請しました。私たちは、雇用確保と労働条件の維持のために労組を結成し、会社再生を目指してきました。一方で会社と団体交渉を重ねながら、もう一方で全国の仲間の協力を得て、三月・五月と二度の署名活動にも取り組み、最大の債権者である整理回収機構や裁判所への働きかけなどを行いました。(約二千筆の署名が集まりました。ありがとうございます)しかし、京都地裁は不当にも「再生手続廃止」を決定し(今年五月)、六月八日には「破産宣告」、これを受けて六月九日には全社員が解雇となりました。しかし、組合は、今ここで闘いを止めるわけにはいきません。組合員が多数派を占めている事業所では、残務処理と並行して新たな会社を立ち上げようという動きが出ています。組合はこれを積極的にすすめ、より多くの労働者の雇用確保を目指します。破産・解雇、さらに労働債権もほとんど無いという状況の中で、雇用と権利を最大限守るため、奮闘していきます。

新組合紹介 ユニオン北九州トラック支部

ユニオン北九州トラック支部に新しい仲間が増えました。大島建設という会社の労働者たちです。会社は、数年前から公休出勤手当をカットし、そのことに不満をもった運輸部門の労働者

たちが二十六名で労働組合を結成し、ある上部組合に加盟しました。しかし、会社が団交に弁護士を入れ、確認書も結ばない、労働条件も改善されない、おまけに就業規則の改悪で変形労働時間を導入され、三年間の間に七名にまで切り崩されました。これらの状況を打破するために、もともと同じ上部組合に加盟していた明和分会の仲間の紹介でユニオンに加入し、新たなたたかいは始めることになりました。こちらの団交要求に対し、会社は「社内での団交は行わない」と、場所・人数等を何の説明もなく制限してきました。これに対し、六月十二日に社前集会和社長・専務宅に対する申し入れ行動を行いました。

カンタス航空解雇争議 東京高裁で逆転勝利判決!

トラック支部を中心に、二十名以上の参加で、会社や警察の妨害を粉砕して、行動を貫徹しました。この行動が功を奏し、会社は人数制限をやめ、場所等についても組合に具体的な説明を行いました。現在、団交の開催に向けて、細かい予備折衝に入っています。トラック支部の他の分会とは、会社の体質や業務もまったく違いますが、支部全体で分会を支え、たたかっていきたいと思えます。

全国一般東京南部カンタス航空客室乗務員組合は、

昨年三月に東京地裁が出した「有期雇用の雇止めは無効」という判決を全面的に覆す逆転勝利判決を東京高裁で勝ち取りました。六月二十七日、東京高裁は「本件雇止めには、解雇に関する法理が類推され、特段の事情がない限り、期間が満了したということだけを理由として雇止めを

することは、信義則上許されない」と採用から解雇までの事実経過をひとつひとつ検討し、十二名の客室乗務員全員の労働契約上の地位を確認、未払い賃金の支払いを命じました。十二名は、カンタス航空で九年から十八年もの間、客室乗務員として勤務してきました。「契約制は形だけのもの」「雇用については心配ない」「いざれ正社員にする」と会社から言われ、それを信じて働いてきました。しかし、会社は突然、日本ベースで働く「契約制」の客室乗務員に、年収の五〇%カット、乗務時間五〇%増を提案してきました。そしてそれに応じなかった十二名を「契約満了」として解雇しました。九七年秋のことです。東京高裁の判決は、このような会社側の主張、立証を「信用できない」としました。

地裁敗訴後も決して諦めることなく闘ってきたからこそ勝ち得た判決だと確信しています。

会社は最高裁に上告したものの、オーストラリア本社から労務役員が来日し交渉に入るなど、現在十二名は争議解決に向けた闘いを継続、全員の解雇撤回、職場復帰を果たすため全力で闘っています。引き続きご支援をお願いします。



▲ カンタス航空解雇争議